



法人こおりやま

2012. 11 第413号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)
 発行人 有馬 賢一 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



目次

平成25年度税制改正へ 法人会は提言する	2
増税だけに頼るのではなく、 徹底した歳出削減の実施を！	3
国税通則法の 改正について	7
税務署ニュース	8

題名
陽が暮れて

提供 **大波 天久**
中国書法研究院客員教授
郡山法人会副会長

平成25年度 税制改正へ 法人会は提言する

法人会は設立以来一貫して、公益団体としての使命として、戦後の民主的な税制の定着と普及を図るための活動を愚直に努めてきました。

その一方で、毎年、公正・公平・中立・簡素という課税原則の実現を求めて税制改正への要望を取りまとめ、オピニオン活動の歴史を綴ってきました。

この度、全国の法人会の総意を得て、平成25年度税制改正に望む私たちの税制

提言をまとめ、政府・国会はじめ関係省庁への提言活動を展開し始めました。

今回の税制改正提言では、暫時決められない政治と揶揄される状況が続く中で与野党3党合意により成立した「社会保障と税の一体改革」関連法に関する内容を中心テーマとして取り上げて、法人会の主張を取りまとめました。

一体改革そのものは、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を目

指し、我が国の将来を制約する国家課題を克服するためのものであり、法人会は一定の評価をしつつも、重要なのはこれからであることを強く主張しました。

それは取りも直さず、先進国に類を見ないスピードで進展する少子高齢化を背景にした社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大には歯止めを講じるものとはなつたものの、社会保障面では依然としてバラマキ色が払底されておらず、今後創設される「社会保障制度改革国民会議」において、「給付の重点化・効率化」の議論を通じて、「給付」と「負担」のバランスを確立するように法人会は求めています。

この意味では、改革はまだ一里塚に過ぎないと法人会は断じました。

また、この一体改革に際しては、消費税率を8%・10%と2段階で引き上げられることになりましたが、国民に痛みを求める措置で

あることには変わりはないものであり、政府・地方、さらに立法府はこのことに強く意を致し、自らの身を削る歳出削減と痛みを分かちつ努力をせよと強く求めました。

そうした中、政府は「消費税の増収分は年金・医療など全て社会保障として国民に還元される」とコメントしているものの、先の方野党3党合意文書には「成長戦略等の分野への施策を検討する」と明記する一方で、来年度予算編成では公共事業への歳出圧力が高まっていることなどに深い憂慮を示しました。

このようなことをまた放置すれば、歳入不足イコールまた消費税の悪循環は絶ち難く、まさに聖域なき歳出削減が強く求めました。

とりわけ、「まず隗より始めよ」として、国・地方における議員定数と歳費の削減、公務員の人員と人件費の削減、事業仕分け等による特別会計と独法のムダ

の削減を断行を訴えました。その消費税に際して課題となっている低所得者対策として挙げられている「複数税率（軽減税率）」については、事業者の事務負担や税制の簡素化などの立場から「単一税率」とするよう求めました。

また提言では、長引くデフレと原発事故による電力供給不安、さらには欧州債務危機問題による世界経済の低迷が、地域経済と雇用の担い手である中小企業にも悪影響を及ぼしていることを指摘したうえで、消費税増税では円滑な価格転嫁に実効ある措置を講ずるよう求めるとともに、法人税率の引き下げ、円滑な事業承継が図られる税制の確立を強く提言しました。

法人会は、責任ある態度で税制への提言を行っていきます。ぜひ法人会の税制提言に対し、多くの中小企業、そして良識ある国民皆様のご理解とご支援を心から願うものであります。



社団法人 郡山法人会
会長 有馬 賢一

平成25年度税制改正への法人会の提言

増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。有史以来60年近くに亘り、毎年、提言をまとめ、法人会は政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を続けてきています。

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

社会保障と税の一体改革が実現する運びとなった。我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進んでいる一方で、財政が先進国で突出して悪化している。

これは社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大を反映した図式であり、このままでは社会保障制度の維持も財政の健全化もできないことが誰の目にも明らかだった。成立した一体改革関連法は、消費税の税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ引き上げることが柱となった。

これによりギャップが完全に埋まるわけではないが、ギャップの拡大スピードに一定の歯止めをかけるという点で画期的であるといえるよう。

社会保障制度と財政が持続可能でなければ、将来不安から消費や企業マインドに悪影響を及ぼし、成長の下押し圧力となる懸念も指摘されてきた。そういう意味では、我が国経済にとっても今回の一体改革関連法成立はプラスに働くと受け止めたい。ただ、一体改革関連法には、依然としてさまざまな問題が存在しており、これ

で持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化が達成されるわけではない。肝心なのは今後の改革のあり方である。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担率は米

国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められてきたわけだが、今回の消費税率引き上げは「負担」面で一定の改善がなされる。また、消費税は安定した



積み残された社会保障分野の諸課題については、有識者を交えた「社会保障制度改革国民会議」で1年以内に結論を出すとしているが、その際には給付の重点化・効率化を軸に据え、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策について、民、自、公で合意した内容を含め改めて議論する必要はある。

また、国民会議においては透明性の確保と国民にわかりやすい議論が求められる。

(1) 今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。その際には「自助」「公助」という基本的理念を基に役割分担を見直す必要がある。

(2) 年金については「支給開始年齢の引き上げ」「デフレ下で年金額を下げる仕組み」等、抜本的な施策の検討が必要である。全額税方式による最低保障年金は限られた税財源を考慮すれば非現実的と考える。

(3) 給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬(本体)体系の抜

税収が得られ、かつ「世代間・世代内の公平」という面でも社会保障財源としてふさわしいといえる。しかし、今後の社会保障給付は年金だけでなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれている。その財源を安易に公費負担に頼ることは、増税に際限がなくなる恐れがある。そうした事態を招かないためにも、これから最も重要になるのは給付の抑制である。それには過剰なばらまきの給付を排し、重点化・効率化を徹底するしかない。

本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を図るべきである。

(4) 医療は成長分野としても位置付けられている。

大胆な規制改革を行うことによつて、着実に成長に結びつける必要がある。

(5) 介護保険の給付総額は導入時に比べて2倍以上となっている。

真に介護が必要な者としてでない者にメリハリをつけるなど、自立を促す観点から給付のあり方を見直すべきである。

(6) 生活保護給付は3兆円を超す規模に膨らんでいる。

問題となつている不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。

(7) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税は税率引き上げ時

期が決まったものの、引き上げ実施にともなう円滑化対策や、低所得者ほど負担感が重いとされる、いわゆる逆進性への対策については、多くが今後の議論に委ねられている。

これらは企業の経済活動や国民生活を左右する重要な課題である。

また、消費税に対するアレルギー反応を弱めるか強めるかのカギを握るともみられ、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。

(1) 消費税は最も景気に中立といわれているが、全く影響がないわけではない。

税率を引き上げる際には内外の経済環境を勘案し、景気への十分な配慮が必要である。

(2) 消費税の引き上げにあたっては、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じよう強く求める。

下請法、独禁法などの法整備・監視はもちろんのこと、事業者間取引に外税表示を義務化することなども

検討課題となる。

(3) 逆進性対策の一つとして「複数税率」（軽減税率）の導入を検討事項としてあがっているが、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。

また、インボイスの導入については、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えられる。

(4) 政府は低所得者対策として「複数税率」と共に「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしている。

「簡素な給付措置」の実施にあたっては、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

消費税の引き上げが決まったことで、我が国は財政の健全化と持続可能な社会

保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。

しかし、これによつて財政運営戦略で定める財政健全化目標が着実に達成されるかという点、そうではない。

国内総生産（GDP）比で1.95倍と、欧州債務危機諸国をはるかに上回る国と地方の長期債務残高は、消費税を10%に引き上げてもさらに悪化していく。

仮に基礎的財政収支赤字の対GDP比半減という第1段階の目標をクリアしたとしても、債務残高対GDP比引き下げという第2段階の目標達成には険しい道のりが待っている。

にもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっていることに深い憂慮の念を覚える。

限界まで悪化した財政を健全化するには、歳入増を図ると同時に歳出の削減が不可欠である。

それを怠れば増税に歯止めがかからなくなるか、財政が破綻するかのいずれかとなる。

改めて聖域なき歳出削減の徹底を求めておきたい。

(1) 財政健全化目標である、①国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を2015年度半減・20年度黒字化、②債務残高対GDP比を21年度から引き下げ―を着実に達成すべきである。

(2) 聖域なき歳出削減を徹底するには、①国債発行44兆円以下、②基礎的財政収支対象経費の上限71兆円―という現在の中期財政フレームでは不十分である。社会保障を含めて各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

(3) 来年度予算編成では消費税引き上げがもたらす景気への影響緩和の対応や震災対応に名を借りた歳出圧力が目立つ。

消費税の増収増を当て込んだ財政規律の緩みは厳に戒めねばならない。

(4) 消費税引き上げにより金利上昇圧力が薄らいだとの見方があるが、財政健全化はまだ一里塚に過ぎず、国債利払い費が年間10

兆円に達する状況では、依然として金利上昇に脆弱な体質である。

欧州債務危機の中で、最も財政が健全なドイツ国債までが売られたことを考えれば、国債の信認の重要性を改めて認識する必要がある。

4. 行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。

地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

しかしながら、改革の取組みは極めて不十分であり、消費税引き上げが決まった以上、国民が改革の先送りをもはや許さないことは明らかである。

直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

(1) 国・地方における議員定数と歳費の削減

(2) 国・地方公務員の人員と人件費の削減

(3) 事業仕分け等による特別会計と独立行政法人の無駄の削減

(4) 民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる

5. 共通番号制度の導入について

社会保障・税の共通番号制度は、税務における適正、円滑な執行への活用だけでなく、社会保障制度における個人情報を一元的に管理

する上で有効な制度であり、国民の利便性の向上と行政の効率化に資することが期待される。

今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。

(1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化

(2) 税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備

(3) 税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正化につなげる

II. 経済活性化と中小企業対策

長引くデフレと欧州債務危機により世界経済が低迷するなか、政府は今年7月に「日本再生戦略」を閣議決定した。これには11の成長戦略の柱と38の重点施策、その改革工程表が示され、一体改革関連法にも盛り込まれた「名目3%、実質2%の成長」を目指すという。

しかし、これまでも成長戦略が策定されたにもかかわらず

ることが求められる。

また、悪化した財政の中心では、いかに規制緩和によって経済の活力を引き出すかが重要である。

特に、成長分野と位置付けられる医療や農業、再生エネルギー分野での大胆な規制改革が求められる。同時に原発事故がもたらした電力供給不安は早期に解消する必要がある。

税制面では企業が将来に向けて活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置は欠かせない。

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられ一歩前進したが、復興財源に充てる付加税が課されたため、実質的には3年後からの実施となる。

さらに、5%引き下げがなされても、アジア、欧州各国では、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致

などを目的に大幅な引き下げが行われており、わが国との税率格差は依然として大きい。

また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。

こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1) 法人実効税率30%以下の早期実現

実現するよう求める。
(2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経

済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが見直しが盛り込まれたが、見直しの際には中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①適用申請時と適用後に求められる煩雑な各種手続きの簡素化と手続き窓口の一元化
 - ②5年間の雇用8割維持の要件緩和
 - ③対象会社の拡大
 - ④株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)

の引き上げ

⑤死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度の見直し
(2) 親族外への事業承継に対する措置の創設

親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じるよう求める。
(3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。

その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。
(1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する以下の措置は本則化するよう求める。

- ①中小企業投資促進税制
- ②中小企業等基盤強化税制
- ③少額減価償却資産の即時

償却

(2) 交際費課税の見直し
交際費については、これまで数次にわたる見直し改正が行われてきたが、中小企業にとって交際費は顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であることから、さらに次の見直しを求める。

- ①損金不算入割合10%の撤廃
- ②資本金規模に関わらず

Ⅲ. 国と地方のあり方

わが国の行財政システムは中央集権的であり、すで行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。

そういう意味で地方分権は必然の流れであるが、その際にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。

国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが

一定の損金算入を認める

③社会慣習上その支出を避け難い慶弔費で、常識上相当と認められる金額(1件当たり1万円程度)については、交際費課税の対象から除外する

- (3) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は原則損金算入とすべき
 - ②同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

重要である。

こうした中で、今回の消費税増税では地方消費税の引き上げ率が国のそれを上回った。

地方自治体の首長、地方公務員、そして地方議員はこのことを深く認識し、自ら身を削って住民に理解を求める責務があると考える。

- (1) 広域行政による効率化の観点から、道州制の導入について検討すべき。
- (2) 行財政改革を行うために国で実施している「事業仕分け」の手法を、地方

においても広く導入すべき。

基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進すると共に、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。

国家公務員の人件費は震災復興財源に充てるために期間限定で7・8%引き下げられたが、地方公務員人件費についても同様の引き下げを実施すべきである。

(4) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。

また、欧米に比べて格段に高い地方議員の報酬は大幅に削減すべきである。
(5) 地方の自立・自助を推進する観点から地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

税のミニ通信

国税通則法の改正について



東北税理士会郡山支部

税理士 堀江正喜

みなさんは、国税通則法という言葉を知っていますか。

国税通則法とは、ひとことでは、国税の基本的・共通的事項を定めた法律のことです。

昭和37年に制定されて以来一度も改正されることがなかったのですが、この度平成23年度の税制改正によって初めて改正がありました。

今回は、会社を経営されている皆様に関係する2つの改正事項についてご紹介させていただきます。

一つは、「更正の請求期

間の拡大」です。

更正の請求とは、税金を多く納め過ぎた場合にその分の還付を求める手続きのことです。また、還付された税金が少な過ぎた場合も同様です。これまで、この手続きの期間が法定申告期限から一年間でした。今回の改正でこの期間が5年間に拡大されました。例えば、3月決算法人の場合、平成24年3月決算申告の法定申告期限が平成24年5月31日ですから、更正の請求期間は平成29年5月31日までの5年間になります。実際に5年近く経つてから申告の間違いに気が付くということは滅多にないと思います。従来は平成25年5月31日であったわけですから、納税者にとってはかなり有難い改正になります。

なお、この改正は平成23年12月2日以後に法定申告

期限が到来する国税から適用になります。ただし、平成23年12月2日前に法定申告期限が到来した国税についても、「更正の申出」という特例により同様の手続きが取れるケースがありますので、付け加えておきます。

また、贈与税だけは5年間ではなく6年間が更正の請求期間となりますのでご注意ください。

もう一つは、「税務調査

手続きの法定化」です。

みなさんも会社を経営しているか一度は法人税や消費税の税務調査を受けたことがあるかと思いますが、この税務調査の手続きが今回の国税通則法の改正によって法律で定められました。従来は税務当局内部の指針や慣習等に沿って運営されてきました。今年の9月には関係通達やFAQも公表されて

います。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

それでは具体的に何が法定化されたのかと言いますと、まず「事前通知」があります。電話等により調査の開始日時や開始場所、対象税目、調査期間等の一定の項目が通知されます。また関与税理士にも同様の通知があります。これまでも大きく変わるわけではありませんが、通知事項が法律で定められているため、これまでより厳格な通知手続きが行われることが予想されます。

その他に「帳簿書類の提示や提出」「帳簿書類の預かりと返還」「調査結果と修正申告等の手続きの説明」等について定められています。

なお、この改正は平成25年1月1日以降に実施される税務調査から適用が始まりますが、「事前通知」等一部については今年の10月から試験的に運用が

始まっています。詳しいことは税務署もしくは関与税理士にお聞き下さい。

年末調整説明会のお知らせ

平成24年分の年末調整関係事務の説明会を左記の日程等により開催いたします。

開催月日	受付開始時間	説明会 開始・終了時間	会場	対象地域
11月14日(水)	9時30分	10時00分~ 12時00分	田村市船引 公民館ホール	田村市
	13時00分	13時30分~ 15時30分		三春町 小野町
11月16日(金)	10時00分	10時30分~ 12時30分	郡山市 市民文化 センター (中ホール)	郡山市
	13時30分	14時00分~ 16時00分		

税務署からのお知らせ

平成24年分年末調整において昨年と比べて変わった点

1 生命保険料控除が改組されました。

生命保険料控除が改組され、(1)一般の生命保険料、(2)介護医療保険料、(3)個人年金保険料の控除の合計適用限度額が12万円とされました。 記載例を参照ください。

〔記載例〕 保険料控除申告書 (生命保険料控除)
(平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書)

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額 (分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認印
				氏名	あなたの続柄			
××生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	妻	新・旧	24,000 円	
▲▲生命	養老	10年	同上	同上	同上	新・旧	36,000	
						新・旧		
						新・旧		
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 24,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ (新保険料等)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 22,000 円	計(①+②)	③ (最高40,000円) 40,000 円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 36,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ (旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 30,500 円	②と③のいずれか大きい金額	④ 40,000 円	
××生命	介護	10年	山川太郎	山川明子	妻		48,000 円	
(a)の金額の合計額		C 48,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ (新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高40,000円) 32,000 円	⑤		
〇〇生命	〇〇年金	30年	山川太郎	山川太郎	本人	新・旧	72,000 円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	Dの金額を下の計算式Ⅰ (新保険料等)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)	計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円) 40,000 円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 72,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ (旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円) 43,000 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦ 43,000 円	
計 算 式 Ⅰ (新保険料等)			計 算 式 Ⅱ (旧保険料等)			生命保険料控除額計(⑦+⑥+③) (最高120,000円)		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		115,000 円
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額		
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×½+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×½+12,500円		
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×¼+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×¼+25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

2 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

	納期限(改正前)	納期限(改正後)
納期の特例適用者 1月～6月分	7月10日	7月10日
納期の特例適用者 7月～12月分	1月10日	1月20日
納期の特例の特例適用者 1月～6月分	7月10日	7月10日
納期の特例の特例適用者 7月～12月分	1月20日	1月20日
納期の特例を受けていない者(毎月納付)6月分	7月10日	7月10日
納期の特例を受けていない者(毎月納付)12月分	1月10日	1月10日

3 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額(最高限度:月額10万円)までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となりました。